

議案第64号

南小松原団地等の指定管理者の指定について

南小松原団地等の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
南小松原団地	広島県広島市中区大手町五丁目3番 12号 新居浜市営住宅管理グループ 代表者 株式会社第一ビルサービス 代表取締役 杉川 聡	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
治良丸団地		
岸の上(上)団地		
横山南団地		
横山北団地		
治良丸南団地		
治良丸西団地		
篠場団地		
治良丸北団地		
大生院団地		
東田団地		
元船木団地		
泉宮団地		
桜木団地		
瀬戸団地		
寿団地		

大島団地		
松原団地		
高津団地		
城下団地		
大島東団地		
瀬戸西団地		
庄内団地		
西の土居団地		
滝の宮団地		
新田団地		
西原団地		
新須賀団地		
新田第二団地		
坂井団地		
北新町団地		
泉宮第二団地		
弟地団地		
保土野団地		
東雲団地		
新須賀共同団地		
草原団地		
肉渕団地		
瓜生野団地		
瓜生野第二団地		

提案理由

南小松原団地等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （省 略）

2 （省 略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （省 略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （省 略）